

# 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置について

令和2年4月30日

舞鶴市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

- 1 名称  
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
- 2 付議事件  
新型コロナウイルス感染症対策に関する調査研究等
- 3 委員定数  
8人
- 4 設置期間  
付議事件の調査研究等が終了するまで